

生命保険会社の会計と国際会計基準

弥永 真生

(筑波大学ビジネスサイエンス系 教授)

1 IFRS

2013年公開草案¹⁾で、保険契約の測定については、ビルディング・ブロック・アプローチが提案された。これは、保険契約（負債）を4つの構成要素（ブロック）の積み上げとして測定するアプローチである。構成要素は、(1)保険契約の将来キャッシュ・フロー、(2)貨幣の時間価値を反映する割引計算、(3)リスク調整、および(4)契約上のサービス・マージン(CSM)である。そして、この4つの要素は、每期、再測定するものとされていた。

まず、将来キャッシュ・フローは、想定している各シナリオにおける金額や発生確率を、再測定時点での情報に基づいて見積る。過去および現在の保険カバーおよびその他のサービスに関するキャッシュ・フローの変動は当期損益に反映し、将来の保険カバーおよび将来のそ

1) Exposure Draft ED/2013/7 Insurance Contracts, A revision of ED/2010/8 Insurance Contracts
<<http://www.ifrs.org/current-projects/iasb-projects/insurance-contracts/exposure-draft-june-2013/documents/ed-insurance-contracts-june-2013.pdf>>.

の他のサービスに関するキャッシュ・フローの変動はCSMに加減する。

また、契約開始時の割引率による保険契約負債の金利は、当期の損益に計上するが、期末の情報を利用した結果、割引率の変更が生じた場合には、その影響による変動額をその他の包括利益(OCI)に計上するものとされていた。

さらに、リスク調整は、期末時点において見積りを更新し、前期からの変動額を当期損益に計上するものとされた。これは、「通常、保険カバー等の提供とともに不確実性は減少すると考えられるため、保険契約ごとのリスク調整は徐々に減少すると考えられる。そのため、リスクからの解放によってリスク調整が減少した分の利益が每期計上されることが期待できる」と説明されていた。他方、CSMは、保険のカバー期間にわたり、契約に基づき提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で損益に計上していくものとされていた。

ただし、2013年公開草案の後、若干の変更が加えられた²⁾。

第1に、保険契約者に対し基礎となる項目の価値の合計額から変動手数料を控除した金額を支払うことが企業の義務であるという直接連動の有配当契約³⁾については、変動手数料アプローチに拠ることとさ

2) IASB Staff Paper, Effect of board redeliberations on the 2013 Exposure Draft Insurance Contracts (June 2016)

<<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Documents/2016/Effect-of-redeliberations-on-the-ED.pdf>>. なお、近いうちに公表されると予想されている、保険契約に関する新たな国際財務報告基準(以下、本稿においては、保険契約フェーズII会計基準と呼ぶ)の内容となると予想されるものに対する評価およびその問題点については、たとえば、重原正明「保険IFRSの方向性」保険学雑誌630号(平成27年)121~137頁参照。

3) ①契約上、保険契約者は、明確に特定された基礎となる項目のプールにおける定められた持分に参加している、②企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを予測している、および、③企業が保険契約者に支払うことを予測しているキャッシュ・フローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに連動することが予測され

れた。金利見積もりの変動であるかそれ以外の見積もりの変動であるかは問わず、見積りの変更はCSMで調整される。

第2に、無配当契約についても、将来のサービスに関するリスク調整の変動は、CSMで調整するものとされた。なお、CSMが表すサービスは時の経過を基礎として提供され、かつ有効な契約の予想件数を反映するものであることを明確化し、時の経過および有効契約件数に従って、CSMは償却されるものとされている⁴⁾。

第3に、金利費用の算定については、企業は、割引率変動の影響を純損益またはOCIに表示するかを会計方針として選択するものとされた。OCIに表示する場合には、無配当契約については実効利回り法により、直接連動型有配当契約については、経済的なミスマッチが存在しないとき(企業が基礎となる項目を保有するとき)は、現在簿価利回り法を適用し、そうでないときは、実効利回り法を適用するものとされている。

2 保険業法

保険業法(平成7年法律第105号)1条は、「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」と定めるが、保険業法における「保険業を行う者の業務の健全な運営」とは、保険会社および外国保険会社等の健全性の確保または

ているという3要件を満たすもの。

- 4) 直接連動型であるか間接連動型であるかにかかわらず、有配当契約については、時の経過に応じてCSMは償却されるが、実質的には、無配当契約と差はない。

それらの「ソルベンシーの確保」と言い換えることができる⁵⁾。そして、「金融ビッグバンが進められる現代では、パターンリスティックかつ競争制限的な健全性確保策を採るべきではない。市場メカニズムの活性化によって保険業の効率化を図り、保険料率・契約者配当・商品開発面等での成果を保険契約者に還元することを損なわないようにすることが求められる。その意味で、競争促進と両立する形の健全性確保規制が求められる。具体的には、公衆をも対象とした経営内容の開示による市場規律(市場による健全性のモニタリング)ならびに、ソルベンシー・マージン基準やそれを精緻化した行政の早期是正措置が重要である」と指摘されていた⁶⁾。

このような発想を背景として、保険業法は、保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した中間業務報告書および業務報告書を、さらに、保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社を有する場合には、当該保険会社および当該子会社等の業務および財産の状況を連結して記載した中間業務報告書および業務報告書を、作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないと定めるにとどまらず(110条)、保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を、さらに、保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社および当該子会社等の業務および財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険会社および当該子会社等につき連結して記載した説明書類を、作成し、当該保険会社の本店または主たる事務所および支店または従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとしている(111条)。これは、市場規律による健全な

5) 古瀬政敏「保険業法逐条解説(I) 第1条」生命保険論集125号(平成10年)187～188頁。

6) 古瀬・前掲注(5)188頁。

保険会社経営を目的とするものであると位置付けられている⁷⁾。

3 保険会社の会計に対する法規制

① 保険業法と会社法

保険契約者保護のため、保険会社については、その支払能力の確保という観点からの会計処理が必要であると考えられており、このような観点から、保険業法は、保険会社の経理について、平成17年までは、商法の特則を定めてきた。そして、保険業法に定めのある事項については、保険業法の定めが商法に優先し、保険業法に特に定めのない事項については、保険株式会社については直接、保険相互会社については準用規定を通じて、商法の規定が適用されると考えられてきた。

これに対して、現在の会社法および会社計算規則は、資本金、資本準備金および利益準備金など、分配可能額算定の基礎となる純資産の部の項目と金額については強行的な定めを置いていると解されるものの、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものと定めている（会社法431条）。したがって、保険業法が保険会社について会社法の特則を定めているという面は薄くなっている。すなわち、保険業法が定める会計処理方法が、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」にあたるのかどうか、保険会社の財産および損益の状況を適正に表示するという目的に合致しているか否かがまず問題となる。保険業は超長期性や不確実性という特徴を有しており、保険会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は企業会計審議会や企業会計基準委員会が公表する基準と必ずしも一致するとは限らないが、会社計算規則は、財務諸表等規則の別記事業

7) 古瀬政敏「保険業法逐条解説 (XVI) 第五章 経理[前注]」生命保険論集140号(平成14年)269頁。

を営む会社（企業集団を含む）が「当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。」と定めており（118条1項）、万一、保険業法が定める会計処理方法などが会社法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に当たらないようなことがあっても、会社法上は、保険会社は保険業法が定める会計処理方法などにより、計算書類および連結計算書類を作成しなければならないことになっている。

なお、会社法の発想に倣うとすれば⁸⁾、保険業法も、情報提供の観点から会計処理については規律を加え、保険会社の支払能力の確保、保険契約者の保護の観点からの財産（自己資本）の確保はソルベンシー・マージン規制により実現するのが穏当であるという考え方もありうる。

② 金融商品取引法と保険業法

上場保険会社など、金融商品取引法の適用を受ける会社は、有価証券報告書等を作成しなければならない。金融商品取引法の下では、投

8) 会社法は、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（平成10年6月16日）において、「商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であると考えられる」と指摘されたことを踏まえて、会計処理のあり方は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に委ね、それにより算出された純資産額や利益額を前提として、会社法（および会社計算規則）が分配可能額を規律するという枠組みを採用した。

資者の意思決定に必要な情報を提供するため、内閣府令などに特段の定めがある場合を除き、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って財務書類を作成、企業内容を開示することが求められている。保険業は、財務諸表等規則上の別記事業とされており、保険業法に基づく計算書類が金融商品取引法上の財務諸表として認められている。もっとも、金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に何があたるのかは解釈に委ねられており、保険業法に基づく会計処理も「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に基づくものと解釈される余地はある。

たとえば、財務諸表等規則 1 条 2 項は、金融庁組織令 24 条 1 項に規定する「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は」、1 条 1 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする定め、同条 3 項は、「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて同項各号の要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの」は、1 条 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする定めている。しかし、これらの規定は、企業会計審議会の公表した企業会計の基準または 1 条 3 項により金融庁長官が定める企業会計の基準のみが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するということを定めているものではなく、これら以外にも「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものがありうることに異論はない。実際、現在の 1 条 3 項に相当する規定が平成 21 年 12 月 11 日内閣府令第 73 号による改正により設けられる前にも、企業会計基準委員会が作成し、公表した企業会計基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」

の少なくとも1つであると解されていた⁹⁾。すなわち、理論的には、複数の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」がありうるというのが現在の金融商品取引法およびその委任に基づく財務諸表等規則などの前提である。

③ 会社法とIFRS

上記のように、会社計算規則118条1項は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則…別記に掲げる事業（以下この条において「別記事業」という。）を営む会社（企業集団を含む…）が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則（以下この条において「準則」という。）を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる」と定め、同120条は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則…93条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準…に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。」と定めている。したがって、118条と120条との適用関係が問題となる。会社計算規則の文言からはその優劣関係は明らかではないが、特別法は一般法に優先するという考え方からすれば、別記事業を営む会社について適用される118条は特別法に該当し、118条が優先的に適用されるという解釈にいくぶんか分があるかもしれない¹⁰⁾。もっとも、120条は連

9) 金融庁企画局長が公表していた財務諸表等規則等に係る事務ガイドラインが、個々の企業会計基準を「証券取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うもの」としていた。

10) なお、IFRSが強制適用される場合については、「別記事業につきましては、

結計算書類にのみ適用されるということに着目すると、120条の方が特別法であるという解釈の余地が全くないというわけではない。

(2) 金融商品取引法とIFRS

連結財務諸表規則には、——個別財務諸表と連結財務諸表とで会計処理の方法が異なることは想定されていなかったためではないかと推測されるが、あくまで文言解釈としては——財務諸表等規則2条のような規定が存在しないため、金融商品取引法上、連結財務諸表規則1条の2の要件をみたせば、指定国際会計基準により、保険業を営む会社も連結財務諸表を作成することができると考えられる。また、財務諸表等規則2条も、129条および130条の規定の適用を排除していないので、同1条の2の2の要件を満たせば、保険業法および保険業法施行規則に従って作成した財務諸表(2条)のほか、指定国際会計基準に

悩ましい問題がありまして、主には個別の財務諸表の部分が多いかと思いますが、銀行のように連結についても規制会計が存在するところがございます。したがって、現時点では軽々な結論は出さないと断言しているわけではございません。ものによりけりではありますが、できるだけ強制適用のときに上場企業は全体として連結財務諸表については国際会計基準が適用できることが目標であると思っています。その意味で、できるだけ早い段階でそれぞれの規制当局とさまざまな話し合いをしていく必要があろうかと思っています。そのためにも任意適用企業のサンプルをできるだけ増やして頂いて、そういう実例をベースに具体的な検討を各当局としていく。例えば銀行であれば、もちろんバーゼル合意との関係もありますが、銀行監督当局と十分意見交換をしていただきたいと思います。」と三井氏(金融庁総務企画局企業開示課長[当時])が回答している(企業会計審議会企画調整部会第11回(平成21年6月11日)議事録<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/kikaku/20090611.html>)。企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(平成21年6月30日)<<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4/01.pdf>>でも、「財務諸表等規則の別記に掲げる事業(別記事業)については、その公益性や事業の特殊性等から、一定の当局の監督を受けており、規制や当局の監督との関係、財務諸表の作成負担などの観点からの別途の検討も必要である。」とされていた。

よって財務諸表を作成することができると考えられる。

もっとも、金融商品取引法の委任に基づいて制定されている財務諸表等規則は、「この規則において定めのない事項については」、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」と定め(1条1項)、「金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、〔1条一引用者〕第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする」(1条4項)と定めている¹¹⁾。すなわち、財務諸表の作成基準のヒエラルキーは、①内閣府令→②金融庁長官が財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したもの→③「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という順になっている。

ところで、指定国際会計基準や修正国際基準は、財務諸表等規則1条1項などにいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とは位置付けられていない。これは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であれば、すべての有価証券報告書提出会社が指定国際会計基準を用いて連結財務諸表を作成できないとおかしいが、指定国際会計基準特定会社に限られていることにあらわれている。実際、連結財務諸表規則1条の2(および修正国際基準との関係での1条の3)の見出しは、「適用の特例」であり、連結財務諸表規則1条1項の例外を定めている(すなわち、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うことなく作成することを認めている)ことを前提としている。

金融庁も、「修正国際基準は、我が国で作成された企業会計の基準ではあるものの、連結財務諸表等を作成するにあたり「適用の一般原

11) これは、連結財務諸表規則、中間財務諸表規則および四半期財務諸表規則においても同様である。

則」となる「我が国において『一般に』公正妥当と認められる企業会計の基準」には該当せず、法令の要件（連結財務諸表規則第1条の3等）を満たす株式会社が、「適用の特例」として任意に適用が行える企業会計の基準です。よって、現行の指定国際会計基準と同様に、「第7章 企業会計の基準の特例」等に所要の規定整備を行ったものです。」（圏点一引用者）と述べており¹²⁾、指定国際会計基準は、金融商品取引法の下での「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」にはあたらないという見解を示している¹³⁾。

いずれにせよ、保険契約フェーズII会計基準が金融庁長官の告示によって指定されれば、指定国際会計基準特定会社の要件をみたく保険会社は、それを適用して、連結財務諸表を作成することができることになるが、保険業法が定める会計処理方法がこれとコンバージェンスされなければ、二重に連結財務諸表を作成することにならざるを得ない。

4 今後の可能性

(1) IAIS『保険のコア原則』

保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors: IAIS)は、『保険のコア原則(Insurance Core Principles:

12) 『『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方』(平成27年9月4日)。

13) ただし、かつて、『連結財務諸表規則取扱要領』の第一は「『連結財務諸表原則』及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習に従うものとする」と定めていたが、そこでいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習」には国際会計基準が含まれると解されていた(大迫勝「連結財務諸表規則・同取扱要領逐条詳解(1)」企業会計29巻6号(昭和52年)124頁)。

ICP)』の「ICP14 評価」において、以下のような原則を示している¹⁴⁾。

まず、「IAIS は、規制上の要求事項を満たすためにできる限り少ない変更を加えて、一般目的財務報告書中の項目を計算する方法が、規制上の報告目的のために用いられる手法として用いることができること、またはその手法と実質的に一致していることが最も望ましいと考えている。しかし、IAISは、目的が異なっていることを考慮すると、これがすべての点において可能なわけではなく、適切ではないことも認識している。IAISは、一般目的財務報告書と公表される規制上の報告書との間の相違点が、公に説明され、差異調整が行われることが不可欠であると考えている。」とし(14.0.1)、しかも、「IAISは、一般目的財務報告書における保険契約準備金(technical provision)と公表された規制上の報告書におけるそれとの差異を、データ、割引率、方法および前提条件の差異の観点から説明して差異調整を行うべきであり、ソルベンシー目的では異なったアプローチが適当である論理的根拠を示すべきだと考えている。」としている(14.0.2)¹⁵⁾。そして、「IFRSを含む財務報告基準が本ICP中の基準と整合している限り、当該財務報告基準に沿った評価は本ICPに準拠しているとみなされる。」としている(14.0.3)。

14) 以下、ICPの日本語訳については、日本損害保険協会による翻訳<<http://www.sonpo.or.jp/about/action/international/regulations/iaais/pdf/icp/0001.pdf>>に原則として依拠する(ただし、わずかであるが、表現を変更している)。

15) ICP20(後述)においても、「IAISは、情報開示の項目を計算手法が、規制上の要求事項を満たすために最低限の変更を加えるだけで、規制上の報告目的のため用いられる手法として用いることができること、またはその手法と実質的に一致していることが最も望ましいと考える。しかし、IAISは、目的が異なっていることを考慮すると、これがすべての点において可能なわけではなく、適切ではないことも認識している。相違点がある限り、IAISは、それらが公に説明され、差異調整が行われることが不可欠であると考える。」(20.0.13)とされている。

他方、「ICP20 情報開示(public disclosure)」においては、「監督者は、保険者および市場参加者に対して、保険契約者に保険者の事業活動、業績および財務ポジションについて、明瞭な概観を提供するために、適切、包括的かつ十分な情報をタイムリーに開示することを要求する。このことが市場規律を強化し、保険者がさらされているリスクおよびそのリスクが管理されている方法に対する理解を深めることになると期待される。」とされている。

ICP14が監督者を情報利用者として想定しているのに対し、ICP20では、「信用供与および投資の意思決定ならびに保険契約者の意思決定に必要な主要な情報の開示の質、適時性および適切性を向上させ、維持することは重要である。」(20.0.1)と指摘されており、情報利用者として、債権者、株主・投資家および保険契約者を想定している¹⁶⁾。そのうえで、「保険者間の比較に役立つように、実務的に可能である限り、情報は、一般に公正妥当と認められる国内のおよび国際的な基準および慣行に従って表示されるべきである。」(20.0.2)として、比較可能性が確保された開示を要求している。このような観点から、ICP20 は、「情報開示要件を定めるにあたり、監督者は、一般目的財務諸表において提供される情報¹⁷⁾を考慮し、必要に応じてこれを補足しなければならない。適切な情報開示は、監督プロセスを支援する。監督者は、市場規律が開示を通じて達成され、関係市場参加者が、保険者の業績および保険者が引き受けるリスクを評価し、適切に対応するために利用可能な十分な情報を得ることを確保しなければならない

16) 「情報は、市場参加者が主要な意思決定を行う際に重要とみなす可能性が高い場合には、意思決定に有用である」とし、リスクにつきある保険者の保険を購入するか、ある保険者に投資するか、その他の取引をある保険者と開始するかが、一般に、主要な意思決定であるとしている(20.0.8)。

17) ICP20は、「会計基準(IFRS/IASおよび現地で一般に公正妥当と認められる会計基準を含む)は、業種を超えて一般目的財務報告のための開示要件を定めている」と評価している(20.0.2)。

い。」としている(20.0.3)。

このように、ICP20においては、一般目的財務諸表において提供される情報を出発点とし、「補足する」というアプローチが提示され¹⁸⁾、また、情報開示によって、市場規律が働くこと¹⁹⁾が期待されている。

(2) 保険業法とIFRS

上述したように、保険業法上の会計・開示規制は、保険会社の株主・投資家あるいは一般債権者の保護を主たる目的とするものではなく、保険契約者の保護、適切な監督、保険業の健全性確保などを目的とするものであると推測される。

IAISのICPは、規制目的の会計と一般目的の会計とをできるかぎり一致させることが適当であるとしているが、その一方で、目的に差がある以上、違いも残るとしている。しかし、目的に差があることのみならず、情報利用者の能力や関心にも差があることは無視できない。

とりわけ、保険契約者は、保険会社の健全性が一定レベル以上であれば、十分であると考えられるのだとすれば、監督者が適切な監督を行っていることに信頼を置いて行動する可能性が高い。すなわち、保険契約者が保険会社の財務諸表の利用者であることは現実にはあまり想定できないのかもしれない。そうであれば、保険契約者が財務情報に基づいて行動することにより、市場原理が働き、保険会社に対する規律付けがなされるということは期待しにくいであろう。また、かりに、保険契約者が保険会社の財務諸表を利用しようとした場合に当該情報

18) 「一般に公正妥当と認められる国内のまたは国際的な基準を含む財務報告基準が、本ICPの基準と一致している範囲で、これらの財務報告基準に従っている開示は、本ICPを遵守しているものとみなされる。」とも指摘している(20.0.10)。

19) 厳密にICP20に従った情報を提供することが合理的ではない場合においても、監督者には、「開示を通じて市場規律が達成されること」を確保するICP20の目的が充足されるようにすることが求められている(20.0.4)。

を的確に理解することができるのかという問題もある。すなわち、かりに、保険会社の監督が経済価値ベースに基づいて行われるとしても、保険契約を経済価値ベースで測定する場合には、その測定は、企業内部のインプットや評価技術に大きく依拠する。ICPでは、「通常、適用された方法および使用された仮定を含む、情報がどのように作成されたかについての十分な説明が情報開示には含まれることが有用である。方法および仮定のこのような開示は、市場参加者による保険者間の比較にも役立つ。会計および保険数理における方針、慣行および手続きは法域が異なる場合のみならず、同一法域内の保険者の間でも異なる。したがって、情報がどのように作成されたかについて十分な開示がなされている場合にのみ、有意義な比較が可能となる。」とされているが(20.0.5)、適用された方法および使用された仮定がかりに開示されたとしても、それだけで、情報の比較可能性が確保されるわけではない(開示されなければ、比較可能性は全くないと言えるかもしれない)。また、見積もりや仮定という要素を含む以上、客観性の点で、不十分なものとなるおそれもある。しかし、なによりも、情報利用者にとって、このタイプの情報を理解することは容易ではなく、とりわけ、通常の保険契約者にとって、理解可能なものにはなりにくそうである。典型的な生命保険の契約者として想定できる個人の場合にはなおさらである。もちろん、経済価値ベースの測定を求めることによって、リスク管理能力を高めるよう保険会社を動機づけることはできるかもしれない。しかし、保険契約者の評価を通じて、保険会社の行動が規律付けられ、不健全な保険会社は保険契約を獲得できなくなり(解約が多くなり)保険市場から退出させられるというような市場原理が働くためには、保険契約者にとっての情報の理解可能性が前提となる²⁰⁾。

20) たとえば、上野雄史「生命保険会社における国際的な財務報告の導入意義とその課題」生命保険論集178号(平成24年)161頁以下、「生命保険業における規制監督と企業会計の国際的な調和化」生命保険論集182号(平成25年)87頁以

「経営財務内容やソルベンシーマージンに関する開示は進んだ。これは、大きな改善であるが、とはいっても消費者が十分に活用できるものとは言い難い。消費者および消費者団体側のリテラシー不足の問題もあろうが、開示のわかりにくさ、内容及び真実性への不信、適切な解説者ないし助言者の不足等の問題が大きい」²¹⁾という指摘がある。これを考慮すると、少なくとも、ほとんどの保険契約者にとって、IFRSによって作成された財務諸表・連結財務諸表の理解可能性が現行の日本基準によって作成された財務諸表・連結財務諸表のそれに比べて高くなると期待することには——少なくとも短期的・中期的には——無理があることから、IFRSによる、あるいはそれに近い会計基準による財務諸表・連結財務諸表の作成を要求することによって、保険契約市場における市場規律が高まると期待することは難しそうである²²⁾。

IFRSに基づく会計規制に、保険業法が定める会計規制を近づけることが適切かどうかを検討するにあたっては、このような点に留意する必要があるように思われる。もっとも、金融庁が適切な監督を行う上で支障がないのであれば²³⁾、IFRSに基づく会計処理を、それを望む保

下など参照。

- 21) 上柳敏郎「保険自由化10年と消費者問題」保険学雑誌604号(平成21年)51～52頁。植村信保「保険会社経営の健全性確保について」同69頁も「これまで開示を通じた市場規律は、保険会社特有の用語や財務諸表、保険事業に特有の収益・リスク構造、不十分な情報開示とアナリスト機能の弱さなどから十分に機能してこなかった」との評価を加えている。
- 22) もっとも、いったん、IFRSに基づくあるいはそれに近い会計基準に基づく連結財務諸表の作成が生命保険会社に要求されるということになれば、適切な解説者あるいは助言者が出現するあるいは増加するのかもしれない、卵が先にわとりが先かという問題であるという見方もありえよう。
- 23) 企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(平成25年6月20日)<<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf>>では、金融商品取引法における単体開示の簡素化の文脈においてであるが、「規制業種については、所管省庁が政策目的を達成する観点から、法令において必要な財務情報の作成及び報告を義務付けている。一方、財務

険会社に認めるべきではないということの意味するものではない。保険契約者の関心や能力が、かりに上述のようなものであるとすれば、保険契約者にとっては、企業(保険会社)間の比較可能性はあまり重要ではなく、現在、加入している保険会社の健全性が一定レベル以上であることさえ確認できればよいということになりそうだからである。また、保険会社が内部管理目的との関係では、経済価値ベースによる測定を行っているのだとすれば²⁴⁾、内部管理と外部報告との統合という観点からも、経済価値ベースでの測定結果を(連結)財務諸表に反映することを許容する方が適切であるという見方には説得力があるからである。

(3) 金融商品取引法と IFRS

金融商品取引法の下では、企業間比較が可能な会計情報を開示することにより、投資家の適切な意思決定を可能にするという視点が重要である。そうであるとすれば、少なくとも、連結財務諸表については保険会社も IFRS により作成できることが望ましいと評価できそうであり²⁵⁾、上述したように、現在の連結財務諸表規則の下では、他の業種

諸表等規則においては、各業法に基づく開示が当該業種の実態を理解する上で有用との観点から、規制業種を別記事業と位置付け、各業法で要求している内容を優先して適用することを定めている。また、規制業種については、特に単体開示の有用性が高いとの意見がある。このような点を踏まえ、所管省庁の意見も聴取しながら検討を行う必要がある」と指摘されている。

24) 植村信保「保険会社のERMと監督当局の関係」保険学雑誌617号(平成24年)85頁以下、上野雄史「我が国の生命保険会社におけるIFRS適用の意義」生命保険論集生命保険文化センター設立40周年記念特別号(I)(平成28年)263-266頁など参照。

25) ただし、IAISのICP20でも、「適用されるべき会計基準に基づいて決定される連結企業集団は、保険監督目的における企業集団…とは異なることがあり、一般目的財務報告における企業集団構成には相違があり得る。」と指摘されており(20.0.14)、連結財務諸表との関係では一般事業会社にみられない課題がある。

の会社と同様、それは可能であると解することができるのではないかとと思われる。

もっとも、一部の保険会社は日本基準(保険業法および保険業法施行規則)により作成し、他の保険会社はIFRSによって作成するということは、日本国内における比較可能性²⁶⁾を損なうことになるという問題がありうる²⁷⁾。このような観点からは、(2)で示した視点を考慮に入れる一方で、コストとベネフィットとのバランス、保険監督上の有用性などもふまえて、日本基準とIFRSとの間の不必要な差異を解消することが望まれるということになろう。

(4) 会社法とIFRS

「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に「一般に公正妥

26) 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」では、「IFRSの任意適用によって、企業にとって我が国会計基準とIFRSとの間で有利な方を選べることとなり、かえって、我が国企業間の財務内容の比較可能性が損なわれる可能性もある。」と指摘されていた。もっとも、企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」では、「会計基準が収斂していく過程で、一時的に異なる基準を適用する企業が存在することは許容せざるを得ない」という価値判断がなされ、「日本基準、米国基準、プリアIFRS、エンドースメントされたIFRSという四つの基準が並存することに関して、制度として分かりにくく、利用者利便に反するという懸念があるとの指摘がある。この点については、IASBに対する意見発信やコンバージェンスに向けた取組み等、単一で高品質な国際的な会計基準がグローバルに適用される状況に向けての努力は継続されるべきであり、4基準の並存状態は、大きな収斂の流れの中での一つのステップと位置付けることが適切である。」とされた。

27) 金融商品取引法の下では、一定の会社については、日本基準、指定国際会計基準および修正国際基準のいずれによって連結財務諸表を作成することも認められているが、これは、これらの3つの会計基準の間に本質的な(投資者の意思決定という観点から)差異はないことが暗黙の前提となっている。他方、現在の保険業法および保険業法施行規則が定める会計処理方法は予想される保険契約フェーズII会計基準の内容とかなり異なるように思われる。

当と認められる企業会計の基準」が含まれることが前提とされている。すなわち、会社計算規則3条は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」（圏点—引用者）と定めている。平成17年改正前商法32条2項の解釈としては、「慣行」という文言からすれば、ある程度の期間にわたって反復的・継続的に用いられている会計処理の原則または方法であることが必要であると解する見解が有力であり²⁸⁾、下級審裁判例もこのような立場を支持していたが²⁹⁾、少な

28) 矢澤惇『商法改正の諸問題』（商事法務研究会、昭和45年）17頁、大隅健一郎『商法総則[新版]』（有斐閣、昭和53年）218頁、岸田雅雄「金融商品会計」企業会計56巻11号（平成16年）22頁など。

29) たとえば、東京地判平成17・5・19判時1900号3頁（平成17年改正前「商法32条2項は、公認会計士の監査を会計監査人の制度として商法に導入するに当たり、その監査基準が、証券取引法と商法で一致しない場合に生ずる不都合を防止するため、商法と証券取引法との間における監査基準の根拠となる商業帳簿に関する規定の解釈を一致させる必要があったことから、昭和49年の商法改正により設けられた。その趣旨は、商業帳簿の作成に関する規定として、詳細かつ網羅的な規定を設けることは困難であり、また会計技術の進歩の迅速性にかんがみ、常に法規が対応していくのも困難であることから、商法には、基本的かつ重要な規定を設けて、それ以外の点について、「公正なる会計慣行」により、これを解釈し補充してゆくことが妥当であるというものである。」「このような商法32条2項の趣旨に照らすならば、「会計慣行」は、「事実たる慣習」（民法92条）と同義であり、一般的に広く会計上の習わし（慣習）として相当の時間繰り返し行われている会計処理の基準を指すと理解すべきである。

また、仮に「会計慣行」が会計上の「慣習」よりも広い概念であるとしても、従来一度も行われたことのない会計処理方法又は基準（新基準）が「会計慣行」と認められるためには、(1) 新基準が法規範性を有するルールとして適用されることが関係者にとって明らかとなっていること、(2) 新基準が実務に適用し得る程度に明確性を有していること（ないしは解釈についての共通認識が確立していること）が必要と解すべきである。）、大阪地判平成24・9・28判時2169号104頁（平成17年改正前「商法32条2項が「会計基準」という用語ではなく「会計慣行」という文言を用いて、立法作用によらずに企業会計の基準を変更し得ることを容認した趣旨からすると、企業会計の実務の実際の動向を考慮することが当然の前提となる。「慣行」という以上、広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返し行われていることが必

くとも、会社計算規則3条の立案担当者は、現在の会社法431条および614条の解釈としては、かりに、これまでに反復的・継続的に適用されてこなかった会計処理の原則および方法であっても、「企業会計の基準」が定めるものであれば、「企業会計の慣行」にあたるという立場をとっているということができる³⁰⁾。

他方、「一般に公正妥当と認められる」とは、平成17年改正前商法32条2項にいう「公正ナル」と同様、会社の財産および損益の状況を適正に表示するものであることを意味すると理解されている³¹⁾。そして、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」³²⁾は複数存在するというのが定説であり、裁判例もこのような立場をとっている³³⁾。

ところで、会社計算規則120条は、「連結財務諸表の用語、様式及び

要であり、その内容が合理的なものであっても、そのことだけで直ちに「会計慣行」になるものではない。）」。

30) また、たとえば、前掲大阪地判平成24・9・28は、「平成17年改正前「商法32条2項が、会計慣行の斟酌を命じることにより、企業会計の実務の発展に法が適時に対応することを容認している趣旨に照らすならば、ある会計基準の指示する特定の会計処理方法が、その基準時点とされる時点以後、ある業種の商人の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められるときには、例外的にその会計処理方法が同条項にいう「会計慣行」に該当する場合があると解される」としている(東京高判平成18・11・29判タ1275号245頁も同趣旨)。

31) たとえば、宇都宮地判平成23・12・21判時2140号88頁(「公正なる会計慣行」とは、企業の財政状態及び経営状況を明らかにするという商業帳簿作成の目的に照らして、一般に妥当かつ合理的と認められ、広く会計上の習わしとして、相当の期間繰り返して行われてきた会計処理に関する具体的基準ないし処理方法を指すものと解すべきである)。

32) 会社法の下では、取引または事象単位で、ある会計処理の原則または方法が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」にあたるかが検討されるのが一般的である。

33) たとえば、前掲宇都宮地判平成23・12・21(「公正なる会計慣行」は複数存在することがあり得ると考えられる)、東京地判平成16・5・28刑集63巻11号2400頁(「公正なる会計慣行」は必ずしも1つに限られず、2つ以上の会計処理の基準が認められることがある)。

作成方法に関する規則…第93条の規定により連結財務諸表の用語、様式および作成方法について指定国際会計基準…に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第61条第1号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。」と定めている。会社計算規則120条に「国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則」という見出しが付されていることから、会社計算規則の位置からも、同条は、連結計算書類の形式面(用語および様式)について例外を定めるものである。会社計算規則が定める連結計算書類の種類や区分によらないことが許容されている点が特例ということができ、金融商品取引法上認められていることを前提としていることからすれば、会社の二重手間を回避するための規定とみるのが自然である。すなわち、会計処理の原則および方法についての例外を定めるものと理解することは不自然である。そもそも、会社計算規則120条(ならびに120条の2および120条の3)は会社法444条1項をうけた規定であり、会計処理そのものについては431条が適用されると解される。そうであるとすれば、少なくとも、連結計算書類との関係では³⁴⁾、指定国際会計基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」、少なくとも「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」

34) なお、会社法の下では、連結計算書類はおまけとして位置付けられているようである。大会社のうち有価証券報告書提出会社に対してのみ作成を義務付けていることから、金融商品取引法上作成するのであれば、「ついでに、」会社法上、株主に提供させ、株主総会で報告させようとするものであることがうかがわれる。また、有価証券報告書提出会社でなくとも連結計算書類の備置義務や公告義務はない。さらに、虚偽記載があった場合の取締役等の対第三者責任(429条)も計算書類の虚偽記載の場合のそれとは異なるし、連結計算書類の虚偽記載は過料の対象ではない。そうであれば、指定国際会計基準に従った会計処理を連結計算書類との関係で認めることのハードルはもともと低いといえることができる。

にあたりと考えられる。

したがって、会社計算規則118条の規定が存在しなければ、金融商品取引法上、連結財務諸表を指定国際会計基準に従って作成することができる指定国際会計基準特定会社にあたる保険会社であれば、会社法上も、連結計算書類を指定国際会計基準によって作成することができることは、より明らかであるといつてよいであろう。